

発 禁 本

—50年前は読めなかった本—

平成8年1月8日～1月26日

今では当然のように書店や図書館に並んでいる本が、50年前までは「発禁」で読むことができなかったという事実をご存じでしょうか。帝国憲法は言論の自由を謳ってはいましたが、「法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会結社ノ自由ヲ有ス」という条件つきのものであり、集会結社の自由が治安維持法によってふみにじられたと同様に、言論著作についても、出版法と新聞紙法の名のもとに、「自由」は大きく制限されていたのです。全国の出版物は、出版の三日前までに内務省に提出することが義務づけられ、検閲の結果、安寧や風俗を乱すとされたものは発売禁止処分になりました。それらの出版物の中には、現在私たちが問題なく読むことのできるものが数多くふくまれており、「なぜこの本が？」と疑問を抱かずにはられません。

当館では、旧帝国図書館時代に副本として所蔵していた発禁本(請求記号「特 500」)と、終戦後米軍が内務省から接收しその後返還された発禁本(請求記号「特 501」)とを所蔵しています。50年後の今、検閲の過程で赤や青の印がつけられたこれらの資料を展示することによって、現在私たちが自由に本を読み出版できることの意味について考えていただけたら幸いです。

展示資料一覧

()内は処分年月日 <>内は当館請求記号

【安】 処分理由が安寧秩序妨害によるもの

【風】 処分理由が風俗壊乱によるもの

[発禁本とは]

1. 幕末・明治・大正回顧八十年史 第3, 22 輯

- 東洋文化協会 <特500-311, 特501-851>
昭和8(1933).4, 昭和16(1941).5
【安】(昭和8(1933).5.4, 17(1942).9.8)
添付された決裁文書が行政処分としての検閲・発禁を物語っている。禁止理由は「御写真等粗末ナル」こと、デモの写真、ロダンの「接吻」という彫刻の写真のため。この文書の次には、「御注意」をうけた部分を削除すると発行元の請書が添付されている。
2. 出版警察資料 19号
昭和12(1937).1 <雑21-229>
3. 出版警察報 1号
昭和3(1928).1 <Z023.05-Sy3>
内務省の月刊報告書。出版物の動向に関する論文や、統計、処分理由などが掲載されている。
4. プロレタリア産児制限運動 第2号
産児制限同盟
昭和6(1931).12 【安】(昭和6(1931).11.25) <特501-871>
表紙に「(安寧、風俗共)本紙ハ共產主義ヲ賛美シ資本主義ヲ呪ヒ、産児制限ヲ具体的ニ記述」と、禁止理由がメモされている。
5. 日本プロレタリア美術集 1931年度
日本プロレタリア美術家同盟 <特500-905>
内外社 昭和6(1931).8 【安】(昭和6(1931).8.12)
6. 小学生の読む陸軍読本
松平義雄著 <特500-312>
金の星社 昭和8(1933).10 【安】(昭和8(1933).10.23)
軍事上の機密が掲載されているために発禁処分になった例。
7. 大和民族の歌
中田重治編 <特501-549>
聖書学院 昭和10(1935).19 【安】(昭和18(1943).4.14)
宗教団体の出版物、占術呪術に関するものも数多く発禁になっている。その理由は、「不逞思想」「国体変革思想」「不敬」。
8. 国立国会図書館所蔵発禁図書目録—1945年以前—
-

国立国会図書館 昭和55(1980).3

<UP81-4>

内務省が保存していた発禁本は終戦後すぐに米軍に接収され、米国議会図書館の所蔵になっていたが、戦後史研究等の高まりにより昭和51年から何度かにわたって返還、当館の所蔵となった。その折りに、すでに当館で所蔵していた発禁本もあわせて編纂した目録である。

[有名なこの本も発禁だった]

この項では、現在自由に読むことのできる本と、かつて同じ内容で発禁本となったものを対照させて展示します。

9. 結婚愛の研究

マリー・ストープス著 畑道雄訳

<特500-625>

創文社 大正13(1924).4 【風】(大正13(1924).4.21)

10. 結婚愛

ストープス著 青山節子訳 (鶏鳴双書15)

<EF91-55>

鶏鳴出版 昭和51(1976).3

11. 愛経 婆羅門神学

大隈為三訳

<特500-895>

大正4(1915).7 【風】

12. カーマストラ

原三正編

<EF91-169>

人間の科学社 昭和61(1986).5

13. 金瓶梅

夏金畏, 山田正文共訳

<特500-618>

光林堂書店 大正14(1925).11 【風】(大正14(1925).11.20)

14. 金瓶梅 一

小野忍, 千田九一共訳

<KK225-E2>

岩波書店 昭和48(1973).6

15. デカメロン 下巻

ボッカチオ著 梅原北明訳

<特500-631>

- 南欧芸術刊行会 大正14(1925).10 【風】(大正15(1926).10.8)
16. デカメロン 上
ボッカチヨ著 柏熊達生訳 <KR322-E1>
筑摩書房 昭和62(1987).10
姦通を賛美する内容が処分の理由。翻訳文学で発禁になったものの多くは、姦通をとりあげていることによる。
17. 幸徳秋水思想論集
幸徳伝次郎著 (解放群書39 幸徳全集6) <特500-73>
解放社 昭和4(1929).11 【安】(昭和4(1929).11.2)
18. 幸徳秋水全集 第一巻
日本図書センター 昭和57(1982).4 <EB25-136>
19. 好色一代男
落月菴西吟著 <特500-938>
愛鶴書院 大正14(1925).12 【風】(昭和5(1930).9.5)
20. 好色一代男 現代語訳・西鶴
暉峻康隆訳・注 <KG219-E12>
小学館 平成4(1992).10
西鶴の作品はのきなみ発禁となった。
21. 完全なる夫婦
ワ ン・デ・エ ールデ著 滑川鋭雄, 平野馨共訳 <特500-764>
平野書房 昭和5(1930).10 【風】(昭和5(1930).11.1)
22. 完全なる結婚
T. H. ヴァン・デ・ヴェルデ著 安田一郎訳 <EF32-227>
河出書房新社 昭和57(1982).6
書名は異なるが同じ本。10と同じく、戦前は性科学書はすべて発禁。
23. マルクス・エンゲルス起草××× [共産党] 宣言
日本プロレタリア科学同盟 <特501-653>
昭和8(1933).4 【安】(昭和8(1933).4.26)
-

24. 共産党宣言
 マルクス、エンゲルス著 服部文男訳 <EB51-E14>
 新日本出版社 平成1(1989).1
25. 黒蜥蜴
 江戸川乱歩著 (江戸川乱歩選集第6巻) <特500-873>
 新潮社 昭和14(1939).3 【風】(昭和14(1939).3.29)
26. 黒蜥蜴
 江戸川乱歩著 <KH95-E249>
 東京創元社 平成5(1993).5

[有名なこの本はこんな理由で発禁になった]

有名な作品は、どのような理由で、またどのような判断基準で発売禁止処分になったのでしょうか。この項では、そのてがかりとして、禁止理由を説明した「出版警察報」と、その作品を並べて展示します。

27. 女優ナナ
 エミール・ゾラ原作 池田光太郎訳 (抄訳世界文学叢書) <特500-667>
 三興社 昭和3(1928).9 【風】(昭和3(1928).9.26)
28. 出版警察報 複製版 1号
 昭和3(1928).10 <Z21-1169>
 「風俗上有害ナリト認メラル性的場面ノ露骨ナル描写」
29. 肉体の悪魔
 レエモン・ラディゲ著 波達夫訳 <特501-303>
 アルス 昭和5(1930).5 【風】(昭和5(1930).5.15)
30. 出版警察報 複製版 21号
 昭和5(1930).6 <Z21-1169>
 「人妻トノ不倫関係ヲ記述、描写ニ於テ情愛挑発ノ傾向著シキモノ」
31. 農民の子

- ゴールキー著 大庭敏郎訳 (日本プロレタリア叢書) <特501-210>
大衆出版社 昭和6(1931).1 【安】(昭和7(1932).1.7)
32. 出版警察報 複製版 41号
昭和7(1932).2 <Z21-1169>
「諸種ノ不穩ナル階級闘争手段ヲ描出」
33. 犯罪図鑑 (江戸川乱歩全集付録)
平凡社 昭和7(1932).5 【風】(昭和7(1932).5.10) <特500-781>
34. 出版警察報 複製版 45号
昭和7(1932).6 <Z21-1169>
「拷問ソノ他変態性欲等ノ残忍ナル絵画写真ヲ収録」
35. 沼尻村
小林多喜二著 (日本プロレタリア作家同盟叢書第2篇) <特500-285>
東京府上落合町 日本プロレタリア作家同盟出版部
昭和7(1932).8 【安】(昭和7(1932).11.4)
36. 出版警察報 複製版 51号
昭和7(1932).12 <Z21-1169>
「満州事変ニ関係シテ反戦思想ヲ宣伝扇動」
37. 天恩郷全景
亀岡町 天声社 昭和7(1932).8 【安】(昭和11(1936).3.13) <特501-530>
38. 出版警察報 複製版 91号
昭和11(1936).4 <Z21-1169>
「大本教関係出版物の取締状況」
「みだりに人心を迷わす」として弾圧を受けた大本教の出版物に関して、出版警察報に論文が掲載された。

注：請求記号に「特」のついているものは図書閲覧課別室で、「Z・雑」のついているものは新館雑誌カウンターで、それ以外のは本館図書カウンターでの利用になります。

<参考>

出版法 (明治 26(1893).4.14)

第 3 条 文書図画ヲ出版スルトキハ発行ノ日ヨリ到達スヘキ日数ヲ除キ三日前ニ製本ニ部ヲ添エ内務省ニ届出ヘシ

第 19 条 安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スルモノト認ムル文書図画ヲ出版シタルトキハ内務大臣ニ於テ其ノ発売頒布ヲ禁シ其ノ刻版及印本ヲ差押フルコトヲ得

第 21 条 軍事機密ニ関スル文書図画ハ当該館長ノ許可ヲ得ルニ非レハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

第 26 条 政体ヲ変壊シ国憲ヲ紊乱セムトスル文書図面ヲ出版シタルトキハ著作者、発行者、印刷者ヲ二月以上二年以下ノ輕禁固ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ付加ス

第 27 条 風俗ヲ壊乱スル文書図画ヲ出版シタルトキハ著作者、発行者ヲ十一日以上六月以下ノ輕禁固又ハ十円以上百円以下ノ罰金ニ処ス

新聞紙法 (明治 42(1909).5.6)

第 23 条 内務大臣ハ新聞紙掲載ノ事項ニシテ安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ其発売及頒布ヲ禁止シ必要ノ場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得

第 41 条 安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スル事項ヲ新聞紙ニ記載シタルトキハ発行人、編集人ヲ六月以下ノ禁固又ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス

第 42 条 皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ政体ヲ変改シ又ハ朝憲ヲ紊乱セントスルノ事項ヲ新聞紙ニ記載シタルトキハ発行人、編集人、印刷人ヲ二年以下ノ禁固及三百円以下ノ罰金ニ処ス

国立国会図書館 03-3581-2331(代)

ホームページアドレス <http://www.ndl.go.jp>

■国立国会図書館■□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□■03(3581)2331■